

排水設備工事の設計及び施工に関する注意事項

1 施工に関する注意事項

| 事 例 | 問 題 点 | 望 ま し い 例 |
|--|---|---|
| ① 土留め ・ 掘削の深さが1.5mを超える工事において土留めが施されていない。 | ・ 土砂の崩壊により人的被害が生じる恐れがある（人命が奪われる恐れがある）。 | ・ 掘削の深さが1.5mを超える場合又はそれ以下であっても土質等により土砂が崩壊する恐れがある場合は、土留めを施すこと等により安全を確保する。 《「排水設備の設計と施工」P51》 |
| ② 汚水の滞留 ・ 排水管内で砂利が詰まり、汚水の滞留が発生した。 | ・ 汚水の流下能力が低下し、管の閉塞が生じる恐れがある。 | ・ 施工にあたっては、土砂等の固形物が管内に入らないよう十分に注意する。 ・ 排水管内に土砂の残留等が無いかどうか確認し、残留している場合は取り除く。 《「排水設備の設計と施工」P53》 |
| ③ 公共ますへの接続（たぬき掘り） ・ 公共ますに排水管を接続する際、公共ますの防護ふたをいったん撤去せず、たぬき掘りで接続部を露出させた。 | ・ 埋戻しの際に十分な転圧をすることが難しく、公共ますの周囲が陥没する恐れがある。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">公共枿付近の陥没が発生しています</div> | ・ 公共ますに排水管を接続する際は、公共ますの防護ふたをいったん撤去してから周辺を掘削する。 ・ 埋戻しの際は、転圧を十分に行う。 |
| ④ 公共ますへの接続（防護ふたの向きの誤り） ・ 公共ますへの排水管の接続にあたり、いったん撤去した防護ふたを元に戻す際、防護ふたの向きを変えてしまった。 | ・ 防護ふたが開く向きが変わってしまうため、防護ふたの開閉や排水管の閉塞時の対応に支障が生じる恐れがある。 | ・ 撤去した防護ふたを元に戻す際は、向きを撤去前と同じにする。 |
| ⑤ 公共ますへの接続（防護ふたの位置のずれ） ・ 公共ますへの排水管の接続にあたり、いったん撤去した防護ふたを元に戻す際、内ふたの中心と防護ふたの中心とがずれてしまった。 | ・ 内ふたの開閉ができなくなる等、維持管理に支障が生じる恐れがある。 | ・ 撤去した防護ふたを元に戻す際は、防護ふたの中心を内ふたの中心に合わせる。 |
| ⑥ 排水管の敷設 ・ 作業員が埋設前の排水管の上に乗って作業を行った。 ・ 排水管の下に土のうを置いて作業を行った。 | ・ 排水管のこう配の狂い、たわみ等により、汚水の滞留が発生する恐れがある。 | ・ 排水管のこう配の狂い、たわみ等が発生しかねない行為は厳に慎む。 |
| ⑦ 雨水排水管の道路側溝への接続 ・ 道路側溝を削孔した後、管口周りが補修されていない。 | ・ 民地側の土砂が吸い出される恐れがある。 | ・ 雨水排水管の管口周りをモルタル充填すること。 |

排水設備工事の設計及び施工に関する注意事項

2 阻集器に関する注意事項

| 事 例 | 問 題 点 | 適 切 な 対 応 |
|--|---|--|
| ① グリース阻集器の維持管理がされていない <ul style="list-style-type: none"> 排水設備工事終了後の完了検査でグリース阻集器を確認したところ、槽内に大量の油脂が付着していた。 使用中のグリース阻集器について立入検査を行ったところ、槽内に大量の油脂が付着していた。 | <ul style="list-style-type: none"> グリース阻集器の維持管理を適切に行わない場合、油脂類を適切に除去することができず、排水管又は下水道本管の閉塞を引き起こす恐れがある。 特に下水道本管の閉塞を引き起こした場合、復旧に多額の費用（数十万円から数百万円）を要するだけでなく、周辺の建物に汚水の逆流等の被害が及ぶ恐れがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 使用者に対し、維持管理の必要性を十分に説明する。 <p style="text-align: right;">≪「排水設備の設計と施工」P22≫</p> |
| ② 容量算定書の未添付 <ul style="list-style-type: none"> グリース阻集器又はオイル阻集器を設置する排水設備工事において、計画（変更）確認申請に阻集器の容量計算に用いた算定書が添付されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> グリース阻集器又はオイル阻集器を設置する際は、計画（変更）確認申請に容量算定書の添付が必須である。 阻集器の容量を誤った場合、油脂等を十分に除去することができず、排水管又は下水道本管の閉塞を引き起こす恐れがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 阻集器を設置する際は、計画（変更）確認申請に容量算定書を添付する。 容量計算にあたっては、日本阻集器工業会が定める選定基準や阻集器の製造者が定める算定式を用いる等、適切な方法により行う。 |
| ③ 阻集器からの排水の誤接続 <ul style="list-style-type: none"> 屋内にある車両の分解整備場の排水について、オイルが含まれることからオイル阻集器を設置したが、オイル阻集器を経由した排水を雨水排水系統へ接続してしまった。 | <ul style="list-style-type: none"> 屋内で発生した排水は下水道へ接続しなければならない。 誤って雨水排水系統へ接続してしまった場合、下水道へ接続するための再工事に多額の費用を要する恐れがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 屋内で発生した排水は下水道へ接続する。 |
| ④ 当初予定していなかった阻集器の設置 <ul style="list-style-type: none"> 計画確認申請の際はグリース阻集器を設置する予定は無かったが、急きょ予定を変更し、グリース阻集器を設置した。 | <ul style="list-style-type: none"> グリース阻集器の設置について市の確認が無いまま設置されることになる。 阻集器の容量を誤った場合、油脂等を十分に除去することができず、排水管又は下水道本管の閉塞を引き起こす恐れがある。また、閉塞の復旧や適正な容量の阻集器への入替え等に多額の費用を要する恐れがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 計画確認申請の許可後に、阻集器を設置することとなった場合は、工事着工前に変更確認申請書を提出し、市の許可を受けてから設置する。 |